

令和元年11月28日

第12回 倉吉市教育委員会定例会

倉吉市教育委員会

第12回倉吉市教育委員会定例会 日程

日 時 令和元年11月28日(木) 午後3時
場 所 倉吉市役所 大会議室

1 開 会

2 前回会議録承認

3 会議録署名委員の選出

4 議 事

- (1) 議案第19号 令和元年度教育費補正予算について…………… 1
- (2) 議案第20号 倉吉市公民館の指定管理者の指定について…………… 2
- (3) 議案第21号 公民館長の任命について…………… 5
- (4) 議案第22号 倉吉市温水プールの指定管理者の指定について…………… 6

5 協議事項

- (1) 第3次行財政集中改革プランについて
(地域のあり方にかかる方針(案))…………… 8

6 教育長報告

7 報告事項

各課報告(別紙)

8 その他

9 閉 会

議案第19号

令和元年度教育費補正予算について

次のとおり令和元年度教育費補正予算を要求することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により、本委員会の意見を求める。

令和元年11月28日提出

倉吉市教育委員会教育長 小椋 博幸

議案第20号

倉吉市公民館の指定管理者の指定について

次のとおり倉吉市公民館の指定管理者の指定について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により意見を求める。

令和元年11月28日提出

倉吉市教育委員会教育長 小椋 博幸

1 管理を行わせる施設の名称、位置及び指定管理者

名称	位置	指定管理者
倉吉市上北条公民館	倉吉市新田	倉吉市新田 422 番地 1 倉吉市上北条公民館管理委員会 委員長 木天 昌明
倉吉市上井公民館	倉吉市大平町	倉吉市大平町 360 番地 1 倉吉市上井公民館管理委員会 委員長 小田 淳
倉吉市西郷公民館	倉吉市下余戸	倉吉市下余戸 118 番地 1 倉吉市西郷公民館管理委員会 委員長 八田 哲
倉吉市上灘公民館	倉吉市上灘町	倉吉市上灘町 9 番地 1 倉吉市上灘公民館管理委員会 委員長 山口 喜代美
倉吉市成徳公民館	倉吉市住吉町	倉吉市住吉町 77 番地 1 倉吉市成徳公民館管理委員会 委員長 津和野 敬
倉吉市明倫公民館	倉吉市福吉町二丁目	倉吉市福吉町 2 丁目 1674 番地 倉吉市明倫公民館管理委員会 委員長 眞田 廣幸
倉吉市灘手公民館	倉吉市尾原	倉吉市尾原 500 番地 倉吉市灘手公民館管理委員会 委員長 美田 恭子
倉吉市社公民館	倉吉市国分寺	倉吉市国分寺 74 番地 1 倉吉市社公民館管理委員会 委員長 桑田 幸人
倉吉市北谷公民館	倉吉市福本	倉吉市福本 226 番地 1 倉吉市北谷公民館管理委員会 委員長 笠見 猛
倉吉市高城公民館	倉吉市上福田	倉吉市上福田 480 番地 倉吉市高城公民館管理委員会 委員長 金信 正明
倉吉市小鴨公民館	倉吉市中河原	倉吉市中河原 772 番地 6 倉吉市小鴨公民館管理委員会 委員長 波田野頌二郎
倉吉市上小鴨公民館	倉吉市上古川	倉吉市上古川 216 番地 3 倉吉市上小鴨公民館管理委員会 委員長 笠原 勘六

倉吉市関金公民館	倉吉市関金町大鳥居	倉吉市関金町大鳥居 193 番地 1 倉吉市関金公民館管理委員会 委員長 荒益 正信
----------	-----------	--------------------------------------------------

2 指定の期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

議案第21号

公民館長の任命について

次のとおり公民館長を任命することについて、社会教育法（昭和24年法律第207号）第28条の規定により、本委員会の承認を求める。

令和元年11月28日提出

倉吉市教育委員会教育長 小椋 博幸

1 公民館長候補者名

公民館名	氏名
西郷	山根 弘二

2 任期 令和元年12月1日から令和2年3月31日まで

議案第22号

倉吉市営温水プールの指定管理者の指定について

次のとおり倉吉市営温水プールの指定管理者を指定することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により意見を求める。

令和元年11月28日提出

倉吉市教育委員会教育長 小椋 博幸

倉吉市営温水プールの指定管理者の指定について

1 管理を行わせる施設の名称及び位置

倉吉市営温水プール

倉吉市駄経寺町

2 指定管理者

倉吉市米田町二丁目95番地

株式会社リースキン倉吉

代表取締役 照下 耕治

3 指定の期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

地域のあり方に関する方針(案)

1. この検討の背景や目的

本市においては、地域住民の生活の質の向上を図る取り組みの中心は各町、各集落を単位とする自治公民館がその中心を担っています。

しかし、人口減少、少子・高齢化が進行し、各自治公民館の力が弱まるなかで、各行事や共同作業の維持が難しくなっている状況が顕在化し、これ以上の役割を担うことが難しい状況です。

また、地域の課題のなかには、高齢者の移動手手段の確保、空き家対策など自治公民館だけでは担いきれない新たな課題も出てきています。

市内13地区に目を移すと、地区振興協議会、地区自治公民館協議会、地区社会福祉協議会等が、各地区公民館を活動拠点として連携し、地域の特色や個性を活かした主体的、自主的な活動を通して、住みよい地域づくり活動に取り組んでいますが、住民参画の促進や多様な地域課題に総合的に取り組みができる体制の確立、活動の拠点である地区公民館との連携の促進等の課題があります。

行政も複雑化、多様化する住民ニーズ全てに対応することはできず、特に、各地域が有する課題はそれぞれ異なることから、身近な地域に担っていただくことで効果が上がる様々な仕事を地域にお願いしているところですが、地域としてもその対応に苦慮されているところ です。

このような状況を踏まえ、今後さらに厳しくなる人口減少社会に対応し、持続可能な地域をつくるため、全市的なまちづくりを担う行政と役割を分担し、各地区を単位として、地域特性、地域資源を十分に活かしながら、どのようにすれば地域がより生活しやすくなり、「わが地域」として愛着と誇りを持てる地域にできるかを、自分たちの問題として考え、解決策を自ら実行できるよう地域の組織を統合して新しい地域づくり組織に再編し、その組織の活動を支援する機関として地区公民館をコミュニティセンター化※する必要があると考えています。

※コミュニティセンターとは

社会教育の公民館の機能を保持したうえで、地域諸団体への側面的支援、諸団体間の調整、自立への支援の役割を担うとともに、地域と行政のつなぎ役として、住民への的確な情報提供や各種情報の連絡調整を行うものと一般的に整理されています。

2. 地域の組織の現状と課題

(1) 自治公民館

過疎化、人口減少、少子高齢化の進展や住民同士の関係の希薄化などになり、自治公民館の活動が弱くなっています。また、担い手の不足、固定化、高齢化などにより、各行事や共同作業の維持が難しくなっている状況が顕在化し、自治公民館の存続が危惧される地域もあります。

これら自治公民館を取り巻く現状を踏まえ、多様化する地域の課題に対応するためには、自治公民館を補完し、自治公民館に共通する課題を共同処理するとともに、広域的な地域づくりに取り組むような組織が必要です。

(2) 市内13地区を単位とする組織

地区振興協議会、地区自治公民館協議会、地区社会福祉協議会等、各地区を単位として活動する地域の組織が、各地区公民館を活動拠点として、地域の特色や個性を活かした主体的、自主的な活動を通して、住みよい地域づくり活動に取り組んでいます。

しかし、各組織には組織・運営の硬直化、また事業や参加者の固定化、リーダーや後継者の不足と人材育成の難しさ、多様な主体の参画の欠如など様々な課題があるとともに、各組織が個別分野・課題を解決しようとする組織であることから、「自らの地域はこうありたい」という大きなビジョンのもと、地域振興、地域福祉、地域防災、社会教育等の多分野にわたる総合的な地域づくりを担う組織とその組織に地域づくりに積極的な住民が参画できる仕組みが必要です。

また、活動の拠点である地区公民館は、地域づくりに対する住民のニーズに対応し、社会教育施設としての役割とともに、地域づくり、地域コミュニティ活動を支援する拠点施設としての役割を併せ持つようになってきました。

しかし、社会教育の機関としての地区公民館の役割には限界があり、現状においては、今後ますます多岐にわたるであろう地域課題や住民のニーズに対応し、地区公民館と地域の組織が連携しようとしても、その分野・課題によっては制限がかかります。

地区公民館を今後ますますニーズが高まる地域づくり、地域コミュニティ活動の拠点施設として機能充実を図るため、従来の社会教育の活動を行う公民館と地域が必要とする地域づくり、地域コミュニティ活動を支援する拠点を一つとして、各地区に配置する必要があると考えています。

3. 目指すべき地域のあり方の方向性

(1) 新しい地域づくり組織の組成と住民参画の仕組み

市内13地区を単位とする地域の組織を統合し、地区振興協議会を基本として新しい地域づくり組織に再編し、地域振興、地域福祉、地域防災、人材育成等多様な地域課題の解決に総合的に取り組む地域づくりの実行組織とします。

地域住民や各種団体から多様な住民が参画し、地域の将来を見据えた話し合いや活動が行われ、何か起こりそうな可能性が感じられる地域をつくることができる組織とします。

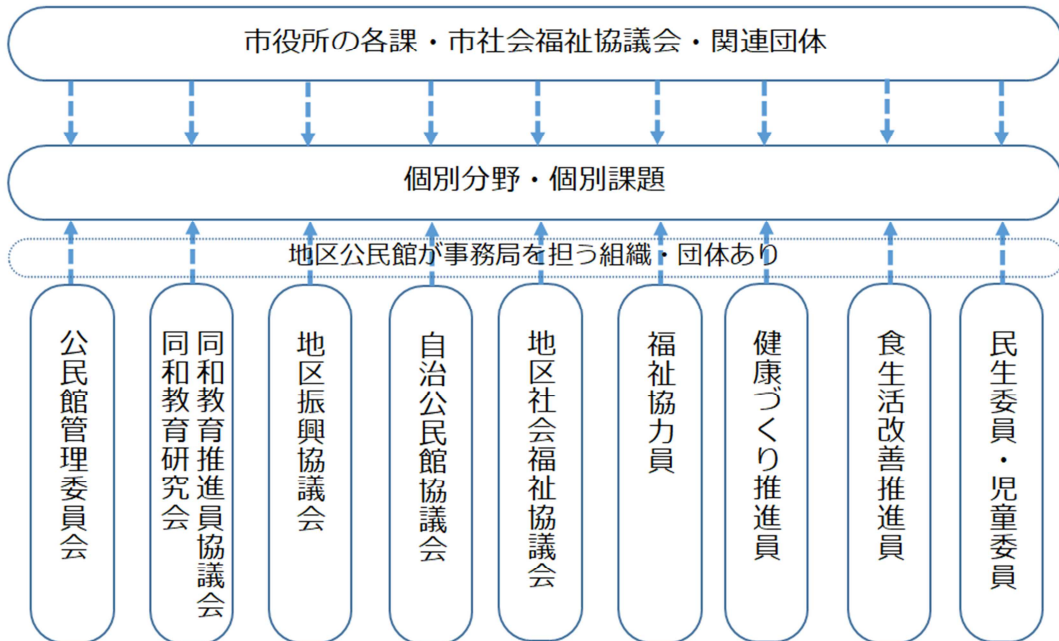
組織の機構は、会長、副会長、事務局などを設置するとともに、地域振興、地域福祉、地域防災、人材等、地域づくりの分野ごとに専門部会を設置します。

(2) 地区公民館のコミュニティセンター化

従来の社会教育活動を行う公民館と地域が必要とする住みよい地域づくり活動の拠点を一つにし、生涯学習講座等の企画・実施、地区振興協議会を基本とした新しい地域づくり組織が実施する地域振興、地域福祉、地域防災、人材育成等の活動支援、自治公民館活動の支援などを行う、地域づくりの総合的な活動支援拠点として、また、市政全般の情報収集・提供などの機能を有する施設として、倉吉市がコミュニティセンターを設置します。センターの管理については、地区振興協議会を基本とした新しい地域づくり組織に指定管理者をお願いします。管理をお願いするにあたり、事業の実施に必要な職員体制を確保できるよう、指定管理者制度の運用のなかで必要な措置を行います。

目指すべき地域のあり方の方向性のイメージ

現行



- 現状
- 市役所の各課等に合わせた縦割りで横のつながりが不足
 - 各組織の役員の重複、高齢化
 - 多様化する住民ニーズに対応困難
 - 事業のマンネリ化と参加者の固定化
 - 若者の参画が少ない
 - 事務局が地区公民館の組織は事務局への依存度が高い

目指すべき方向性

